

第21回口頭弁論、結審前の陳述行われる

6月26日(月)、午後2時から第21回口頭弁論が横浜地裁で開かれました。原告75名が101号法廷に入ることができましたが、4人が人数制限で入りきれず、ロビーで待機となりました。熱心な原告の傍聴行動で、いつも法廷は満席となっています。この裁判にかける原告の決意がここでも発揮されています。

◇ 3人の弁護士が陳述

今回の口頭弁論では福田護、北村亮典、関守麻紀子の3人の弁護士が意見陳述を行い、それぞれ、軍用機の飛行の危険性や騒音の突出性、5月11日に行われた現地進行協議のデータによる状況説明、田村教授の意見書の理論が学会で発表されたことや原告による基地被害のレポートなどが裁判所に提出されたことなどが陳述されました。

◇ 報告会場で基地情勢の映写

口頭弁論終了後、近くのグランベル横浜ビルの報告会場で詳しい報告がされました。弁護団が裁判所と進行協議を行っている時間を使って、金子副団長が「最近の厚木基地の動き」をプロジェクターで披露し、最近のひどかった米海兵隊機の動き、P-1哨戒機の飛行軌跡などをわかりやすく解説しました。

◇ 軍用機事故率は民間機の200倍

弁護団の到着後、報告集会が開始され、法廷で陳述された3人の弁護士から、詳しい内容を分かりやすく解説を交えた報告が裁判所前に集まった原告の皆さんされました。

福田弁護士は、田村教授による軍用機の騒音は突出して大きく感じ、住民反応がなぜ強いのかの理論を裁判所が採用するかが最大の争点になると述べ、また、軍用機の事故率は安全第一の民間機に比べ200倍も多いことも述べ、基地周辺の住民は事故の危険性が高い実態の中で生活していることを示しました。

北村弁護士は現地進行協議が昨年3月にも行われ、今回が2度目であること、裁判長が前回の進行協議の時とは違い、実際にジェット戦闘機の爆音を体験したことなどを述べながら、皆さんがそれぞれ感じている日常の被害を感じることができたのではないかと述べました。

関守弁護士は、田村横浜国大名誉教授の



協力を得て、横島データの詳しい分析の結果、軍用機騒音のうるささは艦載機の岩国移転によってもそれほど変わってはいないとの論文を学会発表したこと、それを裁判所に提出したことなど、また、それとは別に原告からも協力を得て、厚木基地の飛行実態、利用状況、新たな訓練状況などのレポートを作成し、それぞれ裁判所に証拠として提出したことなどを述べました。

◇ 国・防衛省の主張は

集会参加者からも質問が出され、①「国がどんな主張をしているのか」ということについては、艦載機の岩国移駐により騒音は少なくなった、防音工事をしている、というのが国の主な主張です。②「最高裁判所の判決に縛られることはないのか」という質問には、下級審の判決は最高裁判例に縛られることはあるが、それは法理論、手続きの問題であって、事実認定の問題は地裁・高裁の専権であること、岩国移転の原因、また、厚木基地が岩国移転後も基地負担は増えていることなど、我われとして言えることは多くあり、地裁判決でよい判決をとる余地は十分あると考えていると述べました。

先輩の想いを込めて、 戻そう

11月1日(水)、いよいよ第五次厚木基地爆音訴訟の横浜地裁結審が行われます。結審とは、原告・被告双方が主張したり、弁護人が弁論することが終わった段階のことのでこの後は口頭弁論は開かれず、判決を待つこととなります。

◆ 提訴からこれまで…

私たちは2017年8月4日に横浜地裁に第五次訴訟を提訴し、6年が経過しました。



3回提訴人数を積み上げ、最終的に2018年5月1日に8879人(うち、差し止め原告1393人)の大原告団となりました。

思えば2016年12月8日の第四次訴訟最高裁判決で、地裁・高裁で勝ち取った自衛隊機の夜間飛行差し止めというこれまでにない大きな成果も逆転敗訴となり、私たちは悔し涙を流しましたが、私たちはこれで負けたわけではないと、第五次訴訟実行委員会を組織しました。

第四次の原告及び厚木爆同の皆さんを中心に原告募集を開始し、各支部ごとに説明会場探し、街頭での原告募集、申込作業、弁護士との被害陳述書作成、等々休む間もない努力を積み重ねてまいりました。

2 その結果がこれまでにない8879名の原告となったわけです。

◆ 爆音日誌など、原告の活動も

原告団結成後も私たちは原告の声をより一層裁判所に届けようと活動を企画しました。その一つが爆音日誌の作成です。原告の皆さんに自分の居住地で聞こえる爆音の体験を記録してもらおうというこの企画に、どれほどの方が協力していただけるか危惧するところも正直ありましたが、いつも800世帯を超える協力をいただくことができました。厚く御礼申し上げます。

また、口頭弁論も21回を数えましたが、毎回法廷の傍聴席を原告で満席にすること

「平和で静かな空」を取り

原告団長 大波修二

ができました。新型コロナで入場制限もされましたが、それにも負けず横浜まで足を運び、報告集会にもそのまま参加いただき感謝する次第です。傍聴者の手配をしていただいた支部関係者の努力にも感謝いたします。



◆ 毎月の街頭宣

伝行動

また、原告団の活動をもっと地域の人たちに知ってもらいたい、爆音被害を受けているのは原告だけではなく、市民の皆さんも同じなのだ、街頭宣伝活動を2022年5月より月1回、小田急江ノ島線駅前で始めました。こちらでも毎回多くの原告の方がマイクを握って訴えを続けています。

◆ 艦載機岩国へ移駐の成果



第五次訴訟の最中に大きな出来事がありました。原子力空母艦載機が2018年3月末までに山口県岩国基地へ移駐したことです。

1960(昭和35)年6月、厚木基地の滑走路が改修され、米軍ジェット機の本格飛行が厚木基地で始まりました。そのあまりの騒音に耐え切れず1ヵ月後の7月には地元自治会で市や座間の防衛施設庁へ陳情を行っています。厚木爆同もこの年に結成されました。



爆音訴訟を闘った諸先輩

この年から反爆音闘争が始まったのですが、思うような成果が得られず、最後の手段として裁判に訴えることになりました。厚木爆音訴訟の始まりでした。

それから45年以上、反爆音闘争・裁判闘争が続けられ、ついに艦載機の岩国移駐が実現したのです。

◇ 米軍機の飛来はやまず

艦載機は岩国に移駐しましたが、米軍は「厚木基地は米軍にとって重要な基地である、折に触れ利用する」として基地返還は
3、 ませんでした。そして言葉通り米軍はたびたび艦載機や海兵隊機が厚木基地を利用するようになり、大きな爆音の数は少し

減ったものの、爆音被害は減るとまでは言えず、いまだに私たちは多くの爆音被害を受けています。

◇ 国、コンター見直しを始める

コンター見直し反対の署名を防衛省に提出
しかし国は艦載機の岩国移駐を口実に爆音はなくなったと言い張り、コンターの見直しを図っています。

私たちはこれにも反対し、コンター見直し反対署名活動にも取り組み、また、軍用機の爆音は同じ音量でも、民間機や鉄道・道路騒音よりも住民反応が強いという、新たな学説を得ることができました。

これらの経過をもって11月1日にいよいよ結審を迎えます。そこで弁護団が最終弁論を行い、来年判決となります。

◇ 原告・支部役員の方々に感謝

これまでも述べましたが、私たちの原告団活動を支えているのは各支部の活動が基礎となっています。支部会議の定着化、原告との交流、学習会、裁判傍聴、爆音日誌など、多くの活動が支部役員や原告の皆様
の活動に支えられたものです。この活動が爆音裁判を強力に推し進めています。

基地被害の解消を目指して、爆音のない平和な空を取り戻すため、先輩の方々の思いも込めて、裁判闘争勝利を目指しましょう。

= 今後の予定 =

【 訴訟勝利! 安保3文書撤回! 防衛予算増に
開会
駅より江ノ島線藤沢方徒歩5分
進

【 判
) 14時より
合
頭弁論です。



結審後、情報文化センター会議室で報告集会が開か

